

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人同愛会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(旅費等の支給)

第4条 役員等が理事会又は評議員会並びに出張する場合等における旅費及びそれ以外の費用については、下記の基準に基づきその実費を支給する。

公共交通機関を使用した場合	実費にて精算
車輛を使用した場合	1 k m 3 0 円として精算
交通費以外の費用	領収書に基づき実費にて精算

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年 6月25日より施行する。